

最高裁秘書第3305号

令和6年12月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所裁判官による外国司法事情研究のための外国出張において利用しているファーストクラスのサービス内容が書いてある文書（令和4年度以降に取得したもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年3月26日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第12号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）